

入 札 説 明 書

「令和 8 年度 8 0 2 0 運動普及啓発事業委託業務」

令和 8 年 7 月

奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課

入 札 説 明 書

「令和 8 年度 8 0 2 0 運動普及啓発事業委託業務」の委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、以下の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

この入札説明書及び仕様書等に疑義がある場合は 2 の (5) に掲げる者に質問をすることができ
ます。質問をする場合は、電子入札システムへの入力によって質問してください。

1 公告日 令和 8 年 7 月 9 日（木）

2 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

「令和 8 年度 8 0 2 0 運動普及啓発事業委託業務」

(2) 業務の内容

8 0 2 0 運動普及啓発事業に係る業務

(3) 業務の仕様等

「令和 8 年度 8 0 2 0 運動普及啓発事業委託業務」仕様書によります。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 3 日（火）まで

(5) 発注、契約課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課（県庁主棟 3 階）

電話番号 0742-27-8662（直通）

F A X 番号 0742-22-5510

(6) 成果品の納入場所

(5) の発注、契約課

(7) その他詳細については、「8 0 2 0 運動普及啓発事業委託業務」仕様書によります。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる (1) から (5) 全てを満たす者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書（入札説明書の別紙 1。以下「申請書」という。）

の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加
停止措置の期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号)
による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q 4 検査・分析・調査業務」又は「Q 7 役務の
提供 諸サービス」に登録している者であること。

(4) 公告日から過去 5 年間以内に、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が構成員とな
っている団体（実行委員会等）の歯科口腔保健に係る研修業務を受託して誠実に履行した実績
を有していること。

(5) 「奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）」の利用者
登録が完了している者であること。

4 入札参加資格の確認の手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に示す要件を満たしている必要があり、確認を受ける必要があります。
- (2) 5(1)オ「競争入札参加資格確認の申請」で示す期日までに、アで示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、イの書類を奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課に提出すること。
 - ア 電子入札システムでの申請
申請書（別紙1）
 - イ 郵送又は持参による提出書類
契約履行実績証明書（別紙2）
（添付書類）
 - ・国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が構成員となっている団体（実行委員会等）と締結した歯科口腔保健業務委託契約書の写し
- (3) 入札参加者は、入開札日の前日までの間において、県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (4) 申請書及び資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書及び資料の記載事項を証明する書類等の提出を求めることがあります。
- (5) 確認結果は令和8年8月5日（水）以降、電子入札システムにより通知します。
- (6) 入札参加資格がないと判断された者は、その理由の開示を令和8年8月6日（木）までに2の(5)の発注、契約課に書面で請求することができます。
- (7) その他
 - ア 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。
 - イ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しません。

5 入札日程等

(1) 入札日時

手続等	期間・期日	場所・方法
ア 入札説明書、仕様書及び契約書案の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/26215.htm
イ 入札説明会	実施しません	
ウ 仕様書等に関する質問	令和8年7月16日（木） 正午まで	電子入札システムへの入力
エ 質問に対する回答	令和8年7月22日（水） 正午以降	電子入札システムによる回答
オ 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和8年7月24日（金） 午後5時まで	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力 （競争入札参加資格確認の申請）

		・書類の提出場所 奈良県福祉保険部医療政策局 健康推進課 (2の(5)で示す場所)
カ 調整日程（書類の再提出を求められた場合のみ）	令和8年7月30日（木） 午後3時まで	2の(5)で示す場所
キ 入札参加資格確認 審査結果通知	令和8年8月5日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる通知
ク 入札書の提出	入札参加資格結果の通知を受けた日から令和8年8月7日（金）午前10時まで	電子入札システムへの入力
ケ 開札	令和8年8月7日（金） 午前11時から	電子入札システムによる開札

(注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時から午後10時まで。

ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。

送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことはありません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

(2) 入札書の取消し等

提出した入札書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の入札書錯誤無効届（別紙3）を2の(5)で示す場所に5の(1)のクの期日までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

(3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、原則として、開札日の午後3時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ず確認の上、電子入札システムにより締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退した者とみなします。

6 入札方法

(1) 入札は総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札金額内訳書の提出を要します。入札金額内訳書の合計金額と入札金額が一致しない

場合、その他記入（入力）内容に整合性がとれない場合は無効となります。

電子入札システムに金額入力の際に、別紙 4 入札金額内訳書を添付してください。自社の見積書（PDF・Word・Excel いずれかの形式）を入札金額内訳書として提出することができますが、その際、入札金額内訳書で必須としている項目（「事業名」、「単価（税抜き）」、「金額（税抜き）」など）は必ず記載してください。

- (3) 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」
<http://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

奈良県契約規則第 4 条によります。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第 19 条第 1 項ただし書各号の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者等）に該当する場合は、免除します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 奈良県契約規則第 7 条に該当する入札
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ＩＣカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (5) ＩＣカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前の ＩＣカードを使用した者のした入札
- (6) 入札及び契約締結権限のない者の ＩＣカードを使用して提出された入札
- (7) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (8) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 電子契約の可否

- (1) 可とします。
- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を 4 の(2)で示す申請書と併せて電子入札システムより提出してください。

10 落札者の決定方法等

- (1) 本入札物件の調達について、県が支払いを予定している下表の各経費の上限（消費税及び地方消費税を除く。）の範囲内で有効な入札を行った者で、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

	仕様書「4 業務内容」における各事業	
経費①	(1) (2) (4)	上限金額：非公表
経費②	(3)	

ただし、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、5の(3)のとおりに入札（2回目）を行う場合があります。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限範囲内の価格による入札がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための手続に移行する場合があります。

11 入札手続の停止等

入札を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について停止等の措置を行うことがあります。その場合、奈良県は、手続の停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

12 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、7の(2)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、契約締結までに履行実績を証する書類等（任意様式）を作成し提出してください。

13 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

14 契約の解除

契約締結後、契約者について13の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、13の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

15 問合せ先

- (1) 入札手続等に関すること
〒630-8501
奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課（県庁主棟3階）
電話番号 0742-27-8662（直通）
- (2) 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号 0570-021-777
（平日：午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))
E-mail sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

16 その他

- (1) 申請書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき開示する場合があります。
- (2) 書類等の作成・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札に要する費用は、入札者の負担とします。
- (4) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令その他関係法令、奈良県会計規則その他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。
- (5) 落札者との打合せ
本委託業務の円滑な実施のため、落札後数日以内に下記にて打合せを行います。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課（県庁主棟3階）
- (6) その他
詳細については、「令和8年度8020運動普及啓発事業委託業務」仕様書及び契約書案のとおりです。